

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 16 年法律第 78 号) 第 5 条の規定により特定外来生物の飼養等の許可を受けたく、次のとおり申請します。

令和 2 年 11 月 2 日

関東地方環境事務所長 殿

〒330-6018

申請者の住所: 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 氏名: 環境 一郎 印

電話番号: 048-600-0516 電子メールアドレス: Kankyuu.hanako@env.go.jp 職業: 公務員

1. 申請の種類	新規			
2. 申請に係る特定外来生物	(1) 種類	②アメリカザリガニ科 (アメリカザリガニを除く)		
	(2) 飼養等を行うとする数量	現在飼養している個体数 (卵以外): 3 匹 卵の数: 100 個 *卵の数は令和 2 年 11 月 2 日時点で抱卵していたものに限る。		
3. 飼養等の目的	特定外来生物の指定の際現に飼養等をしている個体の愛がん又は			
4. 特定飼養等施設	(1) 所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ (<input checked="" type="checkbox"/> 屋内、 <input type="checkbox"/> 屋外) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	(2) 規模	<input checked="" type="checkbox"/> 水槽型 (①縦 30cm×横 60cm×高さ 36cm <input checked="" type="checkbox"/> 移動用施設 (②縦 20cm×横 30cm×高さ 20cm)		
	(3) 構造【※】	材質	<input checked="" type="checkbox"/> ガラス製 (①) <input checked="" type="checkbox"/> プラスチック・アクリル製 (②) <input type="checkbox"/> その他 ()	
		逸出防止措置	<input checked="" type="checkbox"/> 室内に常置している (①) <input checked="" type="checkbox"/> 容易に外れないフタを有している (①②)	
5. 主たる飼養等取扱者	(1) 飼養等取扱者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者自身 (個人の場合は家族を、法人の場合はその職員を含む。) <input type="checkbox"/> 申請者以外 (該当の場合、以下の(2)~(4)を記入)		
	(2) 氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)	(4) 職業		
	(3) 住所 (法人の場合は主たる事業所の所在地)			
6. 飼養等管理体制	(1) 施設の点検方法、点検頻度	<input checked="" type="checkbox"/> エサやりなどの際に毎日の点検を行う時に保守点検を実施する。 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	(2) 飼養等が困難になった場合の措置	【※】 <input checked="" type="checkbox"/> 野外への放出をしない。 【※】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切な方法により殺処分を行う		
	(3) 特定外来生物の運搬の有無 (引越等を予定している場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 有り (運搬目的 引越) <input type="checkbox"/> 無し		
7. 添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の規模と構造が分かる図面 <input checked="" type="checkbox"/> 施設及び設置場所がわかる写真 <input type="checkbox"/> 敷地内における施設の位置図 (室内の場合省略可) <input type="checkbox"/> 縮尺 1:5,000 以上の概況図 (省略可)			
8. 施行規則第 6 条第 3 号から第 5 号に該当しないことの証明	【※】 <input checked="" type="checkbox"/> 私 (法人の場合: 当法人及び法人の役員) は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第 6 条第 3 号から第 5 号までに該当しない者です。			
9. 備考				
担当者連絡先 ※申請者以外に本申請に係る担当者がある場合に記入	氏名	環境 花子	所属・役職 環境省外来生物対策室 係長	
	住所	自宅 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 会社 東京都千代田区霞が関 1-2-2		
	電話番号	048-600-0516	電子メールアドレス Kankyuu.hanako@env.go.jp	

右欄の①~④からひとつを記載してください。

申請時に卵がある場合は、卵の数量を記載してください。ただし、令和 2 年 11 月 2 日以降に産卵された卵は、許可の対象にはなりません。

引越等が想定される場合は「有り」にチェックを入れて、目的を記載してください。また、「4. 特定飼養等施設」の(2)において、移動用施設についても記入してください。

※本様式はザリガニ類の愛がん・観賞目的での申請に用いるためのものです。学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的の場合は別様式が必要になるため、環境省地方環境事務所等へ連絡してください。

(記入上の注意事項)

申請書の記入に当たっては、以下の注意事項に沿って記入する。なお、□欄がある項目については、該当するものを選択し、チェック(レ)を入れる。ただし、【※】とある項目は必ず該当することを確認の上、チェック(レ)を入れる。また、申請書の提出先は、特定飼養等施設の住所を管轄する環境省地方環境事務所等(右下表)とする。

<申請者名と申請先>

個人の場合は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス及び職業を記入する。法人として飼養等をする場合は、法人として申請を行う。その場合、主たる事務所の所在地及び名称、電話番号、電子メールアドレス、代表者の氏名(記名押印又は代表者の署名)並びに主たる事業を記載する。

「 地方環境事務所長」については、以下のとおり、下線部に当該地区名を記載する。特に*印のある地区については、記載する事務所名と申請書の提出先(右下表)が異なる場合があるため注意すること。

北海道地区(*)：北海道地方環境事務所長

東北地区：東北地方環境事務所長

関東地区(山梨・新潟・静岡含む)：関東地方環境事務所長

中部地区(富山・石川・福井・長野・岐阜・愛知・三重)(*)：中部地方環境事務所長

近畿地区：近畿地方環境事務所長

中国四国地区(*)：中国四国地方環境事務所長

九州地区(沖縄含む)(*)：九州地方環境事務所長

1. 申請の種類

新規：特定外来生物の指定時に既に飼養しているザリガニ類の飼養等の許可を申請する場合は、新規となる。

2. 申請に係る特定外来生物

1)種類：飼養等しようとするザリガニ類の科名を右欄の①～④から選択し、現在飼養している数量(個体数(卵を除く)、卵の数)を記入する。複数の科を飼養している場合は、科ごとに申請書を作成する。卵の数は、特定外来生物として指定される日(令和2年11月2日)の時点で抱卵していたものに限る。卵の数を正確に数えることが困難な場合は概数でも構わない。科ごとの代表的な種名については、下記ページを参照すること。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/gairazarigani.html>

2)愛がん・鑑賞目的で飼養する場合は、特定外来生物として指定される日(令和2年11月2日)以降の、繁殖、譲受け等による飼養数の増加は認められない。

3. 飼養等の目的

愛がん・観賞目的以外の場合は別様式が必要になるため、環境省地方環境事務所等へ連絡すること。

4. 特定飼養等施設(ザリガニ類を飼養する施設)

1)所在地：特定飼養等施設を設置する場所の住所を記入する。

2)規模：特定飼養等施設の規模(長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等)を記入する。

3)構造：特定飼養等施設の構造、材質等を記入する。

これらの添付書類として、7.添付資料の欄にチェックをし、必要な書類を添付する。

なお、施設の規模と構造が分かる図面については、施設の写真に寸法を記載することで代用可。

5. 主たる飼養等取扱者

実際に特定外来生物の飼養等に従事する者(主たる飼養等取扱者)が申請者(個人の場合は家族を含む。法人の場合はその職員を含む。)以外の場合は、2)～4)についても記入する。

6. 飼養等管理体制

1)施設の点検方法：特定飼養等施設の点検方法、点検頻度等について記入する。

2)飼養等が困難になった場合の措置：許可を受けた後にやむをえない事情により飼養等をするのが困難になった場合の措置。記載内容を十分確認した上で、2つの□欄両方にチェックする。

3)特定外来生物の運搬の有無：引越等、特定外来生物の運搬が想定される場合は有りの欄にチェックし、想定されない場合は無しにチェックする。なお、有りにチェックした場合は、引越等運搬の目的を記入する。運搬が有りの場合、移動用施設についても申請が必要になるため「4. 特定飼養等施設」の欄に必要な事項を記入する。

7. 添付資料

新規に飼養等許可を得ようとする場合は、該当する書類を添付する。

施設の規模と構造が分かる図面：飼養する施設の概要が分かる図面を添付する(写真に寸法を記載することで省略可)。

施設及び設置場所がわかる写真：飼養する施設そのもの及びその設置状況がわかる写真を添付する。敷地内における施設の位置図：飼養する施設を屋外に置く場合、施設の位置が分かる図面を添付する。

8. 施行規則第6条第3号から第5号に該当しないことの証明

以下の①～③の全てに該当しないことを確認し、□欄をチェックする。

①外来生物法又は外来生物法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から2年経過していない

②外来生物法の飼養等許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年経過していない

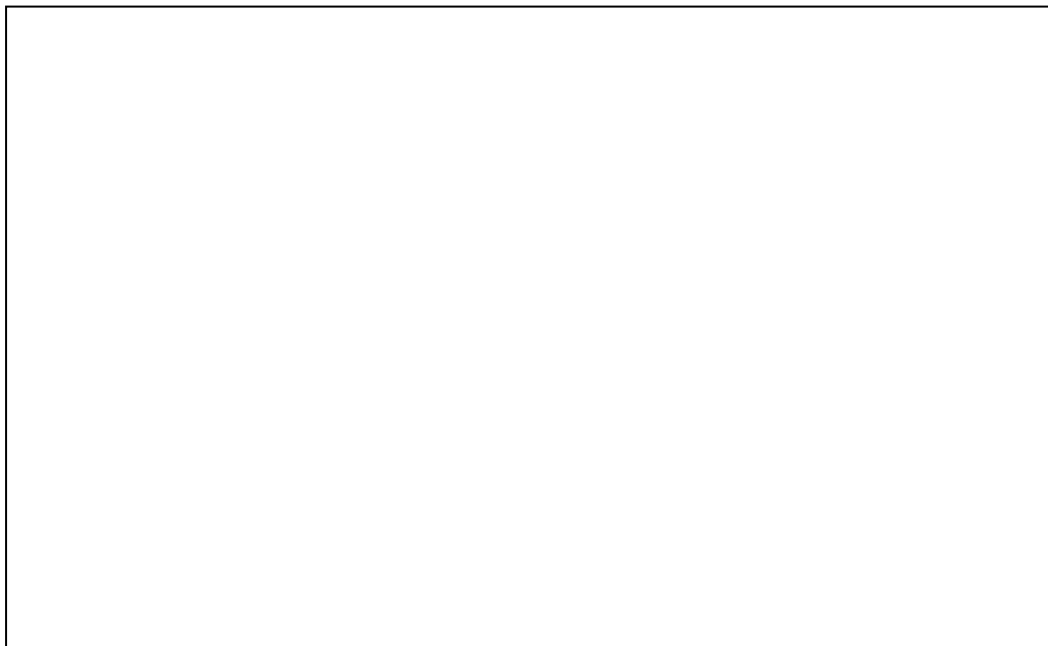
③申請者が法人である場合、その法人の役員のうち、①②のいずれかに該当する者がいる

【申請書の提出先】(各事務所の管轄地域は、<http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>を参照)

提出先	郵便番号	住所
北海道地方環境事務所	060-0808	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 3F
釧路自然環境事務所	085-8639	北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎 4階
東北地方環境事務所	980-0014	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6F
関東地方環境事務所	330-6018	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎 1号館 6階
中部地方環境事務所	460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-2
信越自然環境事務所	380-0846	長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎
近畿地方環境事務所	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31 OMM8階
中国四国地方環境事務所(中国地方のみ)	700-0907	岡山市北区下石井 1丁目 4番 1号 岡山第2合同庁舎 11F
中国四国地方環境事務所四国事務所	760-0019	香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2F
九州地方環境事務所	860-0047	熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B4階
沖縄奄美自然環境事務所	900-0022	沖縄県那覇市樋川 1丁目 15番 15号 那覇第一地方合同庁舎 1階

【添付資料】 施設及び設置場所がわかる写真（※様式は任意で構いません。）

1. 施設の写真（別途構造図を添付するか、寸法を写真の中に書き込んでください。）



2. 施設の設置場所の写真

